

食安輸発第1025001号  
平成18年10月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成18年10月20日付け食安輸発第1020003号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、ベトナム産養殖エビからクロラムフェニコールを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくをお願いします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

#### 記

1. 製品検査の対象食品  
ベトナム産養殖エビ及びその加工品（簡易な加工に限る。）
2. 検査の項目  
クロラムフェニコール
3. 検査の頻度  
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法  
別表2の4によること。
5. 検査の方法  
昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由  
クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
7. 備考  
基準値を超えた場合にあっては、食品衛生法第11条違反として措置すること。